

第6回
福山・笠岡地域公共交通活性化協議会

添付資料

- | | |
|------------------------------|------|
| (1) アンケート用紙（服部学区用） | 1ページ |
| (2) 周知資料（内浦学区用） | 3ページ |
| (3) 住民主体路線（乗合タクシー）導入マニュアル（案） | 4ページ |

2018年（平成30年）3月26日

質問2 「あなたの交通手段」についてお答えください。	
①徒歩・自転車以外で、あなたがよく利用する交通手段は何ですか？ (該当するものすべてに○)	1 自分が運転する自家用車 2 家族や知人が運転する自家用車に乗る 3 バイク 4 タクシー 5 路線バス 6 その他(具体的に:)
②交通手段がなくて、困ることはありますか？(1つに○)	1 非常に困っている 2 困ることがある 3 あまり困っていない 4 全く困らない

質問3 服部学区を運行する「路線バス」についてお答えください。	
①あなたは、バスをどの程度利用していますか？ (1つに○)	1 ほぼ毎日 2 週2・3回程度 3 週1回程度 4 月に数回 5 年に数回 6 利用しない
②バスを利用する方へ、主な利用目的は何ですか？ (該当するものすべてに○)	1 通勤 2 通学 3 通院 4 買い物 5 その他(具体的に:)
③バスを利用しない方へ、その主な理由は何ですか？ (該当するものすべてに○)	1 本数が少ない 2 時間が合わない 3 その他(具体的に:)

質問4 服部学区で実施している「高齢者おでかけ支援事業」についてお答えください。	
①あなたは、この事業をご存じですか？(1つに○)	1 知っている 2 知らない
②あなたは、この事業を利用していますか？(1つに○)	1 週2・3回利用 2 週1回利用 3 月に数回利用 4 年に数回利用 5 利用しない
③この事業に対するご意見を自由に記入してください。	

質問5 乗合タクシーなどの「新たなサービスの導入」についてお答えください。	
①「乗合タクシー」があったら、すぐ利用しますか？(1つに○)	1 毎日利用する 2 週2・3回利用する 3 週1回利用する 4 月に数回利用する 5 年に数回利用する 6 利用しない
②利用する場合の主な目的は何ですか？ (該当するものすべてに○)	1 通勤 2 通学 3 通院 4 買い物 5 その他(具体的に:)

質問6 今回の路線バスの見直しや公共交通についてご意見を自由にご記入ください。

以上で質問は終わりです。ご協力ありがとうございました。

お知らせ

「乗って残そう 公共交通」

路線バス（箱崎線）の運行時刻が変わります

日頃から路線バスをご利用いただき、ありがとうございます。

2018年（平成30年）4月1日から、路線バス（箱崎線）の運行時刻が、次のとおり変わりますのでお知らせします。

近年のバス利用の低迷から、時刻改正に合わせて平日及び土曜日の便数を減便することとなりました。

バス路線は、利用していただかないと維持していくことが難しい状況です。バス路線を維持するため、積極的にバスを利用していただくようお願いいたします。

時刻表 2018年(平成30年)4月1日改正

平日及び土曜日を6便から3便に減便

◆平日（月～金曜日）

下り				上り			
箱崎	寺山	天満	沼隈支所	沼隈支所	天満	寺山	箱崎
8:30	8:39	8:48	8:56	9:10	9:17	9:27	9:36
11:20	11:29	11:38	11:46	12:05	12:12	12:22	12:31
17:35	17:44	17:53	18:01	18:05	18:12	18:22	18:31

◆土曜日・日曜日・祝日

下り				上り			
箱崎	寺山	天満	沼隈支所	沼隈支所	天満	寺山	箱崎
8:59	9:08	9:17	9:25	10:10	10:17	10:27	10:36
11:20	11:29	11:38	11:46	12:30	12:37	12:47	12:56
17:24	17:33	17:42	17:50	18:15	18:22	18:32	18:41

【その他の路線について】

同日から新川線（内海・沼隈地域～福山駅）、沼南線（内海・沼隈・鞆地域～松永駅）の運行時刻も変わります。乗り継ぎ利用されるお客様は、各路線のバス停の時刻表又は鞆鉄道(株)（☎952-3100）でご確認ください。

住民主体路線（乗合タクシー）導入マニュアル

（案）

2018年(平成30年)3月

福 山 市

1. はじめに

本市には、駅やバスの停留所が遠いため公共交通の利用が困難な地域（公共交通空白地域）があります。今後、高齢化により自動車の運転をやめる市民の増加が見込まれる中、こうした地域では、通院や買い物などの日常生活行動が維持できなくなる状況も考えられます。

本マニュアルは、公共交通の利用が困難な公共交通空白地域において、住民生活の維持を図るために、地域住民が主体的に新しい交通サービス「住民主体路線（乗合タクシー）」を導入する際の条件や手順等を示すものです。

○乗合タクシーとは

「乗合タクシー」とは、路線バスと同じような乗合型（不特定多数の乗客が乗り合わせる方式）で、ワンボックスなど小型車両で運行する公共交通です。市が導入を支援するものは、効率的に運行するために、デマンド方式（予約方式）を基本とします。

デマンド方式の「乗合タクシー」について

- ワンボックス型やセダン型の車両を用いた乗合型の公共交通。
- 小型車両の活用により、点在する小さな需要に対応するとともに、狭隘な道路でも走行可能であり、集落の中までの送迎も可能。
- デマンド方式（予約方式）により、効率的な運行が可能。（利用者が0人の“空気を運ぶ”という状況がなくなる。）
- 運行は、交通事業者に委託する。



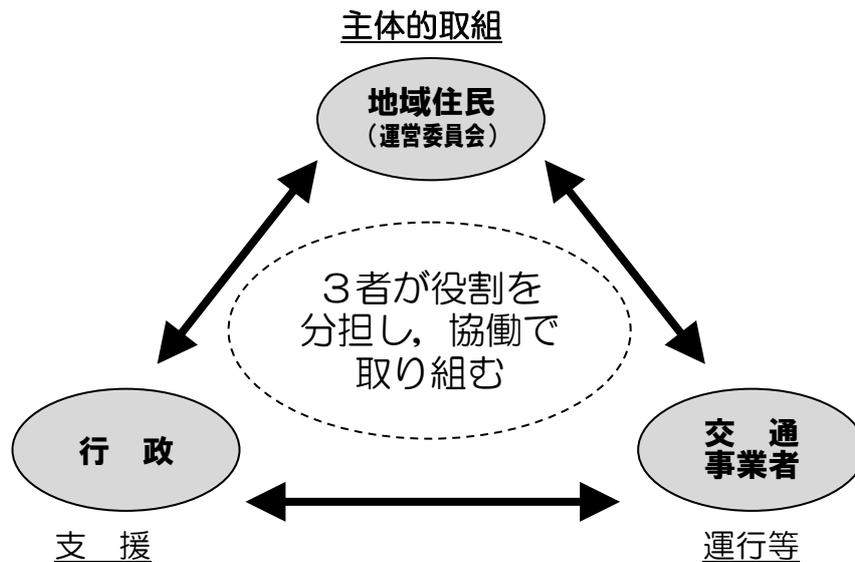
乗合タクシーの車両（竹尋学区）

○住民主体路線とは

「住民主体路線」とは、地域住民で構成する「運営委員会」が中心になりサービス運営や利用促進等を行う、地域に密着した公共交通のことです。この「運営委員会」を主体として、各種支援を行う「行政」、運行を担う「交通事業者」の3者が協働で、持続可能な生活交通づくりに取り組みます。

○地域住民（運営委員会）の役割

利用ニーズの把握	住民を対象としたアンケート調査，聞き取り調査等を実施し，地域住民の利用ニーズを把握
運行計画作成	通院先や買物先など，利用ニーズを考慮した運行計画を策定 ①運行経路，②停留所位置，③運行ダイヤ，④運賃 等
運行準備	停留所の設置等に対する地元の合意形成
広報・利用促進活動	運行内容の周知，利用促進の取組，協賛企業の獲得など
運行の評価・見直し	運行開始後は，運行状況を評価し，必要に応じて運行内容の見直しを検討



○行政の役割

運行経費補助	運行経費の赤字額に対し，一定額（限度額あり）を補助
調整・申請	運行に向け必要な，事業者や国，県等との調整，申請など
助言・支援	運行計画作成，広報活動等を円滑に進めるための助言・支援

○交通事業者の役割

安全な運行	運送許可を取得し，安心安全な運行を実施
健全経営の努力	効率的な運行による経費削減の努力，利用の促進

地域住民（運営委員会），行政，交通事業者の役割分担

2. 導入の条件

本マニュアルで扱う住民主体路線の導入条件は次のとおりです。

1) 導入を希望する地域が、公共交通空白地域であること。

○本マニュアルにおける公共交通空白地域とは、概ね路線バス・乗合タクシーの停留所500m以遠（直線距離）、かつ鉄道駅1km以遠（直線距離）のエリアです。

○公共交通空白地域に含まれない地域でも、停留所・駅までの経路において坂道がきつい、経路が迂回しており距離が長いなど、公共交通の利用が不便と考えられる場合は、対象地域に該当することがあります。

※お住まいの地域が公共交通空白地域に含まれるかどうか分からない場合は、福山市建設局都市部都市交通課（084-928-1161）へご相談ください。

2) 住民で構成する「運営委員会」を組織すること。

○新たな住民主体路線の導入検討、また導入後の運営の主体を担っていただく「運営委員会」の立ち上げをお願いします。

3) 導入する交通サービスが、既存の公共交通と競合しないこと。

○新たな住民主体路線が、既存の路線バスから利用者を奪うことになれば、路線バスの維持の妨げになり、結果として地域住民が不便になる状況も考えられます。そのため、導入する交通サービスの運行内容が、既存の公共交通と競合しないことが必要です。

3. 導入までの流れ

～まずは市へご相談ください～
「地域内に公共交通が運行されていないため、日常生活で困っている」など

ステップ① 検討の開始

- 住民で構成する運営委員会の立ち上げ

ステップ② 地域住民の利用ニーズ把握

- アンケート調査，聞きとり調査の実施
- 生活移動の問題や利用ニーズを整理

ステップ③ 運行計画の作成

- 具体的な運行内容の検討
- 運行計画（案）を作成

ステップ④ 運行準備

- 運行事業者の選定
- 停留所の設置箇所の決定
- 関係機関との調整及び申請
- 周知・広報

ステップ⑤ 実証運行

- 利用促進活動の実施
- 効果や改善点の確認，運行内容の見直し
- 本格運行の判断

ステップ⑥ 本格運行後の利用促進・評価

- 利用促進活動の実施
- 本格運行後の評価や見直し

[主な市の役割]

- 生活を支える移動サービス見直しの考え方，住民主体路線の導入の流れなどを説明

- アンケート調査など，利用ニーズ把握手法に関するアドバイス
- 調査票の印刷，結果分析などの支援

- 地域による運行内容の検討を支援・アドバイス
- 運行計画（案）のとりまとめを支援

- 運行事業者との調整
- 関係機関との調整，運行に必要な申請など
- 福山市地域公共交通会議への提案
- 周知チラシの作成・印刷

- 時刻表など，広報媒体の作成
- 利用促進手法などのアドバイス
- 利用実績の検証，運行内容見直しに係る支援

4. 取り組み内容

ステップ① 検討の開始

■ 運営委員会を立ち上げる

新たな住民主体路線（乗合タクシー）が地域に根付くためには、地域の特徴や利用ニーズに適した運行内容にすること、また導入後は利用の促進を地域全体で取り組み、より多くの住民に利用されることが不可欠です。そのため、「運営委員会」を立ち上げ、導入時の検討や運営などを、地域住民の皆さんが中心となって考え、実行していただきます。

「運営委員会」について

□ 運営委員会の役割

○ 地域課題の整理、住民主体路線の導入検討や各種準備、導入後の評価、利用促進活動等を、主体性を持って取り組むこと。

□ 代表者の選任

○ 代表者を1名選任してください。（地域と市との調整窓口をお願いします。）

運営委員会の目的、役職、運営の方針等を検討して、規約をまとめます。 **参考1**

運営委員会を設立したら、福山市からの支援を受けるために、指定の様式を用いて届け出をしてください。 **参考2**

ステップ② 地域住民の利用ニーズ把握

■利用ニーズの調査

導入する住民主体路線(乗合タクシー)を、日常生活で使いやすい手段とするために、地域住民の利用ニーズを把握します。手法としては、地域住民へのアンケート調査や、利用が見込める住民への聞きとり調査などがあります。アンケート調査か聞きとり調査のどちらかは必ず実施してください。

ア)地域住民へのアンケート調査

地域住民にアンケート調査を行い、普段の移動実態や要望、導入後の利用意向などを把握します。**参考3**

その際、調査票の配布・回収は、運営委員会が主体となり実施します。

イ)利用意向が強い住民への聞きとり調査

導入後に利用が見込まれる住民には、希望する曜日、時間、目的地などを直接聞きとることも重要です。**参考4**

一般的に、乗合タクシーは利用者の数が多くないため、ひとりでも多くの方に利用していただくように努める必要があります。よって、利用意向が強い住民のニーズは、運行内容を検討する上での大切な情報といえます。



市が支援します

- 適切にアンケート調査が実施できるように、調査のやり方、質問項目の設定などに関して、アドバイス等の支援を行います。
- アンケート調査票の印刷・準備を行います。
- 調査結果の整理(データ入力、集計)を行います。集計結果のとりまとめ・分析は、運営委員会と協働で実施します。

■生活移動の問題や利用ニーズを整理

アンケート調査や、聞きとり調査の結果を参考に、運営委員会において、普段の生活で移動手段がなくて困っている住民が多いエリア、どのような状況で困っているのか(通院先・買物先など)などを整理します。

その際、地域の地図を用いて、具体的な居住地や行き先などを整理することも、検討において有効な手法です。**参考5**



市が支援します

- 地域の問題や利用ニーズの整理に関して、アドバイス等の支援を行います。
- 要望があれば、整理に必要な“地域の地図”を準備します。

ステップ③ 運行計画の作成

■具体的な運行内容の検討

利用ニーズの整理結果などを参考にして、運営委員会が主体となり、具体的な運行内容を検討します。

「運行計画(案)」作成に向けた主な検討項目

経路	<p>○利用意向が強い集落（出発地）や要望が多い行き先（目的地）などを念頭に、運行区間を決める。</p> <p>○道路の形状や幅員、交通規制なども考慮した上で、運行する経路を決める。</p> <p><u>*既存の公共交通との競合は避けてください</u></p> <p>乗合タクシーが、既存の路線バスから利用者を奪うことになれば、そのバス運行の維持を妨げることになります。よって、導入に向けては、既存の公共交通と競合しないことを前提とします。</p>
停留所	○利用が見込まれる集落、現場の状況なども考慮した上で、停留所の箇所を決める。
曜日・ダイヤ	○「標準的なサービス内容」、及び利用ニーズ調査結果を参考に、運行する曜日や便数、ダイヤを決める。
運賃	○「標準的なサービス内容」を参考に、運賃を決める。

住民主体路線(乗合タクシー)の「標準的なサービス内容」

運行日数	-----週に3日程度
運行便数	-----1日に2往復程度
運賃(1乗車)	-----定額運賃が基本 (路線バスの運賃に準じて設定)
運行車両	-----ワンボックス型またはセダン型

■運行計画(案)の作成

具体的な運行内容が決まれば、「運行計画(案)」をとりまとめます。



市が支援します

- 運営委員会の主体で運行内容が設定できるように、検討すべき項目、検討のやり方など、アドバイス等の支援を行います。
- 運営委員会による検討結果を踏まえて、市が、運行計画のたたき台を作成します。これを運営委員会で協議し、運行計画(案)として、とりまとめます。

ステップ④ 運行準備

■ 運行事業者の選定

市が委託先となる運行事業者を選定します。

■ 停留所の設置箇所の決定

設置箇所を選定する際は、その箇所の地権者や住民などの了承が必要です。地域内の私有地等に設置する場合は、運営委員会が調整を行い、承諾を得ます。



市が支援します

- 運営委員会と協議の上で、委託先となる運行事業者を選定します。
- 停留所の「標識」が必要な場合は、市が作成します。

■ 関係機関との調整及び申請

ア)安全確認・調整(市と警察等との協議)

運行経路や停留所の設置箇所に関して、市が、交通安全の観点から所轄警察署等との協議を行います。

イ)福山市地域公共交通会議による審議

「福山市地域公共交通会議」は、市内で運行する公共交通の維持・活性化について協議する会議です。

市が、運行計画(案)を「福山市地域公共交通会議」に提案し、内容の良否を審議していただきます。その結果、協議が整えば、実証運行に進めます。

ウ)事業許可の申請

委託する運行事業者が、国土交通省に対して事業許可の申請を行います。



市が支援します

- 警察や道路管理者等の関係機関との調整、福山市地域公共交通会議への提案など、運行に必要な申請や手続きを行います。

■ 広報・周知

運行開始の周知を図るために、市が運行ルートや時刻表などを記載したチラシ等を準備し、運営委員会が各世帯へ配布します。

その他、運営委員会が主体となり、例えば地域内の回覧やポスター掲示、勉強会などの周知活動を行ってください。



市が支援します

- 運行開始を周知するチラシ等を作成し、印刷・準備します。
- 周知の手法などについて、アドバイス等の支援を行います。

ステップ⑤ 実証運行

利用状況や運行上の課題点などを把握するため、実証運行を半年以上実施します。

■利用促進活動の実施

実証運行の期間中は、運営委員会が主体となり、地域の会合などの機会を活かして、積極的に利用促進活動を行います。

[利用促進活動の例]

- 運行開始時に、住民が主体となり、手作りの「出発式」を開催する
- 運行後に、近所同士で誘い合わせて利用する（*）
- 住民主体路線を利用したおでかけイベントを企画する（*）
- 乗り方教室（体験乗車会）を開催する（*）
- 毎月の利用者数を集計して、住民に広報する など

*実際に利用しないと使い方や便利さがわからないため、乗車の機会を創る工夫が効果的です。



市が支援します

- 時刻表など、広報媒体を作成し、印刷・準備します。
- 事例などを踏まえて、利用促進手法などについて、アドバイス等の支援を行います。

■効果や改善点の確認、運行内容の見直し

効果や改善点を把握するため、運行事業者と市が協力して、利用者数等のデータを取得します。また運営委員会には、普段から住民・利用者の声を収集するなど、導入効果や、問題点、改善点の把握に努めていただきます。



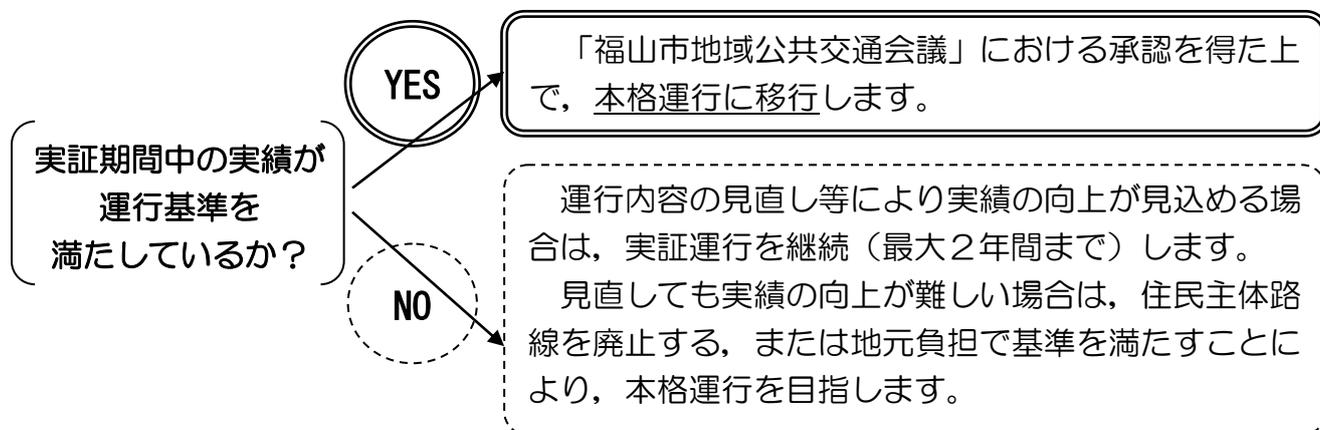
市が支援します

- 運行事業者と協力して利用データを取得し、運営委員会に提供します。
- 利用状況の分析や運行内容の見直しについて、アドバイス等の支援を行います。

実証運行の期間中は、運営委員会を月に1回程度開催して、細やかに利用状況を確認し、利用促進策を検討します。さらに、利用状況を踏まえて、必要があれば運行内容の見直しを行います。（例えば、実証運行開始の半年後、1年後など）

■本格運行の判断

運行実績が、運行の基準を満たしているかを確認し、本格運行への移行について判断します。（※経常収益率15%）



市が支援します

- 福山市地域公共交通会議への提案など、本格運行に必要な手続きを行います。
- 仮に本格運行が困難な場合は、その後の方針の検討などを支援します。

ステップ⑥ 本格運行後の利用促進・評価

■持続可能なサービスに向けた取り組み

本格運行後も、継続的な利用促進の活動が不可欠です。運営委員会が中心となり、地域住民への働きかけなどを積極的に実践してください。また、運行を支援してくれる企業（例えば、利用して買物すると帰宅時の運賃を負担してくれる店舗など）を獲得することも考えられます。

■改善点などを把握するための調査の実施

改善点等の把握には、定期的なアンケート・聞きとり調査などが必要です。調査は、運営委員会が主体的に実施をお願いします。また必要があれば運行内容を見直します。

■評価や見直し

本格運行後も、運営委員会を年1回程度、もしくは随時開催して、利用状況を分析し、利用実績が運行基準を満たしているかを確認します。

仮に、2年連続して運行基準に満たない場合は、地元負担を伴う運行の継続、または廃止を含めた検討を行います。



市が支援します

- 本格運行の開始後も、サービスの維持を図るために、継続して運営委員会を支援します。

参 考 資 料

- 参考1** 運営委員会の規約の例
- 参考2** 運営委員会設立時の届出書の様式
- 参考3** 住民アンケート調査票の例
- 参考4** 住民への聞きとり調査について
- 参考5** 地図を用いた利用ニーズの整理について

参考1 運営委員会の規約の例

〇〇学区乗合タクシー運営委員会規約

(名称)

第1条 この委員会は、〇〇学区乗合タクシー運営委員会（以下「運営委員会」という。）と称する。

(事務所)

第2条 運営委員会の事務所は、〇〇に置く。

(目的)

第3条 運営委員会は、地域の公共交通手段を確保するために、〇〇学区が主体となって実施する乗合タクシー事業（以下「乗合タクシー事業」という。）を適正に運営することを目的とする。

(運営委員会の事業)

第4条 運営委員会は、前条の目的を達成するために次の事業を行う。

- (1) 地域ニーズを考慮した運行計画に関する事。
- (2) 交通事業者との運行委託契約に関する事。
- (3) 事業に伴う市補助金の受入事務に関する事。
- (4) 事業により得た収入金の適切な管理に関する事。
- (5) 停留所等の設置及び管理に関する事。
- (6) 運行内容の周知に関する事。
- (7) 利用促進を図るための広報及び啓発に関する事。
- (8) 市が行う利用実態調査への協力に関する事。
- (9) 市及び関係機関との連絡調整に関する事。
- (10) その他、目的を達成するために必要と認める事項に関する事。

(組織)

第5条 運営委員会は、別表に定める各町内会長及び各種団体長並びにまちづくり推進委員会の正副委員長・事務局長及び各部長をもって構成する。

2 運営委員会に、別表に定めるワーキングチームを設置し、円滑な運営を図るものとする。

3 運営委員会は、必要に応じて関係機関や関係者などの参加を求めることができる。

(役員)

第6条 運営委員会に、次の役員を置く。

- (1) 委員長 1名

- (2) 副委員長 2名
- (3) 事務局長 1名
- (4) 会計 1名
- (5) 監事 2名

(役員を選任)

第7条 運営委員会の委員長は、まちづくり推進委員会の委員長をもってあてる。

- 2 副委員長、会計及び監事は、まちづくり推進委員会の副委員長、会計並びに監事をもってあてる。
- 3 事務局長は、〇〇をもってあてる。
- 4 監事は、他の役員を兼ねることができない。

(役員職務)

第8条 委員長は、運営委員会を代表し、運営委員会を総括する。

- 2 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故あるとき又は欠けたときは、その職務を代理する。
- 3 事務局長は、運営委員会の事務を総括する。
- 4 会計は、運営委員会の会計を処理する。
- 5 監事は、運営委員会の業務及び会計を監査する。

(役員任期)

第9条 役員任期は2年とする。ただし、再任を妨げない。

- 2 補欠により選任された役員任期は、前任者の残任期間とする。

(会議の種類)

第10条 運営委員会の会議は、運営委員会、役員会及びワーキングチーム会議とする。

(会議の構成)

第11条 運営委員会及びワーキングチーム会議は、第5条に定める者をもって構成する。

- 2 役員会は、第6条に定める者をもって構成する。
- 3 運営委員長は必要に応じて、関係機関・団体及びその他構成員以外の者への出席を求めることができる。

(会議の機能)

第12条 運営委員会は、次の事項を審議する。

- (1) 乗合タクシー事業の運営に関する事項
- (2) 運営委員会の規約の制定及び改正
- (3) 運営委員会の役員選出
- (4) 乗合タクシー事業の予算及び事業計画
- (5) 乗合タクシー事業の決算及び事業報告

(6) その他必要な事項

2 役員会及びワーキングチームは、運営委員会に諮る事項について検討・協議を行う。

(会議の議長)

第13条 運営委員会の会議の議長は、その都度委員長が選任する。

(会議の定足数)

第14条 運営委員会の会議は、委員の過半数以上の出席がなければ開会することができない。

(会議の議決)

第15条 運営委員会の議事は、出席した委員の過半数をもって決する。

2 可否同数のときは、議長の決するところによる。

(会計)

第16条 運営委員会の事業に要する経費は、補助金・寄付金及びその他の収入をもって充てる。

(事業計画及び収支予算)

第17条 運営委員会の事業計画及び収支予算は、運営委員会の議決により定める。

2 予算が運営委員会において議決されない場合は、委員長は議決されるまでの間、役員会の議決により収入・支出することができる。

(事業報告及び収支決算)

第18条 運営委員会の事業報告及び収支決算は、適宜財産目録とともに監事の監査を経て運営委員会の承認を得なければならない。

(会計帳簿の整備)

第19条 運営委員会は、乗合タクシー事業の実施に関し必要な事業記録簿、金銭出納簿その他の帳簿を備え付け、証拠書類とともに整備し、各会計年度の終了後5年間保存しておかなければならない。

(雑則)

第20条 この規約に定めるもののほか、必要な事項は委員長が役員の見解を聴き、別に定める。

附 則

この規約は、 年 月 日から施行する。

参考2 運営委員会設立時の届出書の様式

運営委員会設立届出書

年 月 日

福山市長 様

代表者 名 前 _____ 印 _____

運営委員会名 _____

代表者

役 職	氏 名	住 所	電話番号

構成員

役 職	名 前	役 職	名 前

構成員が多数の場合、別添資料として添付しても差し支えない。

設 立 年 月 日 _____ 年 _____ 月 _____ 日 _____

検 討 対 象 地 域 _____

参考3 住民アンケート調査票の例

乗合タクシーの導入検討のためのアンケート調査について（お願い）

調査主体：〇〇運営委員会

この調査は、〇〇学区において、住民主体で運営する「乗合タクシー※」の導入について検討するための基礎資料とするものです。他の目的に使用することはございません。

調査の主体である〇〇運営委員会は、地域の住民による、乗合タクシーの導入や運営のための組織です。住民自らが地域の暮らしを守るための取り組みであり、調査にご協力をお願いします。

※乗合タクシーとは、バスよりも小さいワンボックス車両などで運行する乗合型の公共交通です。小さい車両のため、路線バスでは入れなかった狭い道も入ることができ、運賃はバス並みで、運転は民間の交通事業者が行います。運行の内容（時刻表や停留所）は、〇〇運営委員会が中心となり検討します。

※記入方法、回答の提出方法について明記
※問合せ先を明記

質問1 あなた自身のことについてお答えください。

①性別（1つに〇）	1 男性	2 女性						
②年齢（1つに〇）	1 10代	2 20代	3 30代	4 40代	5 50代	6 60代	7 70代	8 80歳以上
③お住まいの町内会 （名称を記入）	町内会名（ ）							
④運転免許証 （該当するものすべてに〇）	1 自動車免許あり	2 バイク免許あり	3 なし					
⑤世帯の自動車 （該当するものすべてに〇）	1 主に自分が使う自動車がある	2 主に家族が使う自動車がある	3 自動車なし					

質問2 「あなたの交通手段」についてお答えください。

①徒歩・自転車以外で、あなたがよく利用する交通手段は何ですか？ （該当するものすべてに〇）	1 自分が運転する自家用車	2 家族や知人が運転する自家用車に乗る	3 バイク	4 タクシー	5 路線バス	6 その他（具体的に： ）
②交通手段がなくて、困ることはありますか？（1つに〇）	1 非常に困っている	2 困ることがある	3 あまり困っていない	4 全く困らない		
③普段の暮らしの移動に関して、困っていることがあれば教えてください。						

参考4 住民への聞きとり調査について

一般的に、乗合タクシーは利用者の数が多くないため、ひとりでも多くの方に利用していただくように努める必要があります。そのためには、運行内容を考える基礎資料として、運営委員会が聞きとり調査を行うことで、利用する可能性が高い方のニーズやご意見を十分に把握することが大切です。

○聞きとり調査の対象と方法

【対象について】

- ・調査の対象は、対象地域にお住まいで、マイカーなどの手段を持たないため、買物や通院などの移動で困っている方、世帯。
 - ・対象の選定では、運営委員会メンバーが知っている範囲で調査するだけでなく、例えば、先にアンケート調査を実施し、結果をみてから対象者を選ぶ、という考え方などもあります。
(移動に困っている方が抽出できるように、地域の実情に応じた工夫をお願いします。)
- ※別途実施するアンケート調査とあわせて、対象地域の全ての世帯に対して、聞きとり調査を実施する、という考え方もあります。

【調査方法について】

- ・自治会（町内会）などと協力して、各世帯を訪問して、聞きとり調査を行う。
- ・または、社会福祉協議会と協力して、地域のふれあい・いきいきサロンなど、高齢者などが集まる場を活用して、聞きとり調査を行う。

○聞きとり調査の内容（例）

以下に聞きとり調査の項目例を示しますが、調査の内容は、それぞれの地域の状況に応じて設定する必要があります。

聞きとり調査の内容（例）

①世帯において、移動で困っている人の状況を確認する

- あなたの世帯の中で、外出の際に移動に困っている方はいますか？
外出の移動に困っている方は何人で、どのような方ですか？
- どのようなことで外出に困られていますか？
・病院・買物等になかなか行けない ・送迎を頼める人がいない など
- 今はどのようにされていますか？
・家族や近所の人に送迎をお願いしている ・買物等を代わりに行ってもらっている
・仕方なく家の近くの施設で我慢している ・外出を諦めている など
- 世帯の中（家族など）で送迎している人は、どのように送迎されていますか？
・仕事や習い事などを休んで送迎している ・都合が合う時だけ送迎している
・無理なく送迎している など

②乗合タクシーの利用意向を確認する

※住民主体路線（乗合タクシー）について説明して、聞きとりを行う。

- 世帯の中に「乗合タクシー」を利用する方はおられますか。

・運行したらすぐに利用する　・今後利用する　・利用しない　など

（利用する方について）

- 「乗合タクシー」を利用して、どの場所に、どのくらいの頻度で行きたいですか。

- 上記の場所には、どの曜日・時間帯に行きたいですか。

- 利用される方は、どれくらいの距離なら歩けますか。

・1km以上歩ける　・〇〇m程度まで　・ほとんど歩けない　など

- 「乗合タクシー」は、電話による予約方式になるかもしれません。電話での予約について、どう思いますか。

・問題はない　・耳が悪いので電話ができない　・電話自体はできるが面倒　など

- 「乗合タクシー」を利用する場合、（片道）1回あたり運賃をいくらまでなら支払ってもよいですか。

③その他

- 「乗合タクシー」の検討にあたっての要望　など

参考5 地図を用いた利用ニーズの整理について

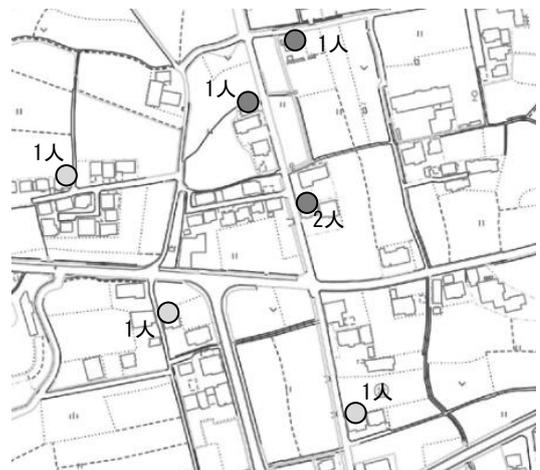
住宅地図など、道路や建物の位置が分かる地図に、聞きとり調査の結果などで把握した住民主体路線（乗合タクシー）の利用ニーズを、シールを貼って整理すると、具体的な運行経路やバス停の場所を考える際の基礎資料となります。

（例えば）

- ・赤色の丸シール…利用意向が高い人がいる世帯（該当する人数や状況などをメモしてもよい）
- ・ピンク色の丸シール…今後、利用の可能性がある世帯
- ・青色の丸シール…利用意向はないが、利用で困っている人がいる世帯　　など

上記の例を参考に、地域の実情に応じて色分けをしてください。（例えば、高齢者の見守りにも活用する場合は、高齢単身世帯などのシールを貼るなど）

活用できる地図は、福山市が提供します。



注意) 上はイメージ図であり、丸の位置や人数に意味はありません